

○ 電波法関係審査基準（平成13年1月6日 総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照表（下線部は変更箇所を示す。）

改正案	現 行
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>（1）～（15）（略）</p> <p>（16）携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア～ク（略）</p> <p>ケ 周波数の指定</p> <p>周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。</p> <p>なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除いたものであること。</p> <p>（ア）・（イ）（略）</p> <p><u>（ウ） 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局に関し、当該終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定開設者と当該無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては所有者又は占有者）との間で当該終了促進措置の実施（当該終了促進措置の実施によらない当該無線局を廃止又は周波数の変更の実施を含む。）及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。</u></p> <p>A 当該特定基地局と所轄総合通信局長（施行規則第51条の15第2</p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>（1）～（15）（略）</p> <p>（16）携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア～ク（略）</p> <p>ケ 周波数の指定</p> <p>周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。</p> <p>なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除いたものであること。</p> <p>（ア）・（イ）（略）</p> <p><u>（ウ） 2GHz帯DS—CDMA方式、2GHz帯MC—CDMA方式及び2GHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方式については、基地局及び陸上移動中継局に割り当てる周波数帯幅は、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局の数（セル内への流入を含む。）430局につき5MHzを単位とする。</u></p> <p><u>（エ） 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る特定基地局については、次に掲げる無線局（当該特定基地局に係る開設指針において終了促進措置の対象とされるものに限る。）に関し、終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定開設者と当該無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては所有者又は占有者）との間で終了促進措置の実施（終了促進措置の実施によらない当該無線局を廃止又は周波数の変更の実施を含む。）及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。</u></p> <p>A 当該特定基地局と所轄総合通信局長（施行規則第51条の15第2</p>

項に規定する所轄総合通信局長をいう。)を同じくする MCA 陸上移動通信及びデジタル MCA 陸上移動通信を行う無線局

B 当該特定基地局の無線ゾーン(包括免許に係る特定無線局)にあつては、当該包括免許に係る特定無線局の無線設備を設置しようとする区域をいう。Dにおいて同じ。)に係る都道府県内を常置場所とする構内無線局

C 簡易無線局

D 当該終了促進措置に係る協議の申入れがあつた特定小電力無線局(特定基地局の無線ゾーンに係る都道府県内で運用しているものに限る。)

E 番組素材の中継を行う移動業務の無線局

F 特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局

(エ) (略)

コ～ス (略)

(17)～(21) (略)

2～4 (略)

第3～第5 (略)

項に規定する所轄総合通信局長をいう。)を同じくする MCA 陸上移動通信及びデジタル MCA 陸上移動通信を行う無線局

B 当該特定基地局の無線ゾーンに係る都道府県(特定基地局に係る包括免許)にあつては、当該包括免許に係る無線設備を設置しようとする区域。以下この(エ)において同じ。)内を常置場所とする構内無線局

C 簡易無線局

D 平成23年総務省告示第513号(3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針)第5項第4号(6)の規定による協議の申入れのあつた特定小電力無線局(特定基地局の無線ゾーンに係る都道府県内で運用しているものに限る。)

(オ) (略)

コ～ス (略)

(17)～(21) (略)

2～4 (略)

第3～第5 (略)

附 則

この訓令は、平成24年7月25日から施行する。ただし、別紙2第2の1(16)ケ(ウ)の改正規定については、平成24年6月1日から施行する。